

標 題：

高速船規則（英文）の制定について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 174

Date: 平成7年12月21日

各位

1995年12月21日付で下記的高速船規則及び同検査要領（英文）が制定され、1996年1月1日より施行されることになりましたのでお知らせ致します。

日本籍船用（和文）規則につきましては、いましばらくお待ち願います。

なお、標記規則及び検査要領は、まもなく出版される予定です。

記

1. 高速船規則制定の背景：

近年、航空及び陸上輸送との競合、物流近代化の一環としてのモーダルシフト構想等の社会的要求に答える形で、国内外の造船各社において高速船建造に関する技術的及び経済的検討が盛んに行われており、既に種々の型式の高速船が就航している。これらの高速船は、その運航形態、形状又は船速等の特殊性から従来の船舶の設計及び検査とは異なる概念を必要とする船舶であり、高速船の設計及び検査に適切に対応する規則の制定が望まれていた。

また、IMOにおいても1996年1月1日に発効するSOLAS条約の改正の下でRESOLUTION MSC.36(63) (The International Code of Safety for High Speed Craft, 以下HSCコードという。)が発効する予定であり、各国及び各船級協会が同コードの要件を国内法及び規則に取り入れることが予想される。

このため、高速船に対する船級検査及び各技術要件を定め、かつ、HSCコードの要件を船級要件の一部として取り入れ、高速船規則を制定することとした。

2. 高速船規則の構成：

この規則は、鋼船規則から独立した規則とし、検査、船体、機関、電気、艤装、材料等の高速船の設計、建造及び船級維持に関わるすべての技術要件を含んだもので、鋼船規則と同等の安全性を確保しつつ、船体重量の軽量化に柔軟に対応できる規則となっている。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

規則の構成は、次のとおりである。

目次

- 1編 総則
- 2編 船級検査
- 3編 船体構造材料及び溶接等
- 4編 一般配置に関する要件
- 5編 設計荷重
- 6編 船体構造
- 7編 船体艤装及びペイント工事
- 8編 浮力、復原力及び区画
- 9編 機関
- 10編 電気設備
- 11編 防火構造、消防設備及び脱出設備
- 12編 満載喫水線
- 13編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

以上